

## 「情報通信技術の活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（仮称）案」等についての意見募集（パブリックコメント）について

国では、政府における共通の指針であるデジタル原則の下、新たな付加価値を生み出しやすい社会を創るために、アナログ規制の一掃に向けた取組を進めています。

国の取組を踏まえ、県においてもアナログ規制を見直し、デジタル技術の活用促進や県民の利便性の向上等を図るため、条例等の改正を予定しております。

については、次のとおり意見を募集しますので、ご意見をお寄せくださいるようお願いします。

### 1 条例等の名称

情報通信技術の活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（仮称）  
情報通信技術の活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則（仮称）

### 2 関係資料等の閲覧方法

#### （1）インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85330>

掲載場所：部署別一覧>総務部>行政経営課>行財政改革>その他

分野別一覧>県政情報>行政改革・監査>行財政改革>行財政改革への取組

#### （2）印刷物の閲覧

##### ・閲覧場所

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課（秋田地域振興局を除く）

##### ・閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

### 3 意見の提出期間

令和6年12月2日（月曜日）から令和7年1月6日（月曜日）まで

### 4 意見の提出方法

意見書様式（任意の様式でも可）に記入の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、秋田県電子申請・届出サービスのいずれかの方法で意見の提出期間中に提出してください。

提出先は以下をご覧ください。

## 意見の提出先

- (1) 郵便 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県総務部行政経営課 行政経営チーム
- (2) ファクシミリ 018-860-1056
- (3) 電子メール [gyousei@pref.akita.lg.jp](mailto:gyousei@pref.akita.lg.jp)
- (4) 秋田県電子申請・届出サービス  
URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/surveys/6532205467710801280>



## 5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

## 6 提出された意見の公表

提出していただいたご意見については、県の考え方を付して内容を公開します。その際、住所・氏名は公開しません。

同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。